

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社トーエネック	名古屋市 中区	平成28年6月8日から平成28年7月19日(6週間)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第12号(建設業法違反行為)	当該業者は、三重県及び三重県企業庁が発注する電気工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約締結したことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省中部地方整備局長は、平成28年5月16日、同社に対して監督処分(営業停止命令)を行った。このため、工事の契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第12号

指名停止要件	期間
(建設業法違反行為) 12 愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内